

消防基金規程第一号

消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書（平成九年三月二十六日消防消第五十六号）第十五条の規定に基づき、福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年五月七日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 吉田 隆行

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(奨学援護金の支給) 第十条 (略) 一(四) (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p>	<p>(奨学援護金の支給) 第十条 (略) 一(四) (略) 2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等一人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。</p>

<p>一 小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額<u>一万五千円</u></p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額<u>二万円</u></p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校の第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額<u>一万九千円</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額<u>八千円</u>とする。</p>	<p>一 小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額<u>一万四千円</u></p> <p>二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額<u>一万八千円</u></p> <p>三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者、公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和五十三年労働省令第三十七号）附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者又は公共職業能力開発施設等に準ずる施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする教育訓練等を受ける者 月額<u>一万八千円</u></p> <p>四 (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(就労保育援護金の支給)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額<u>一万二千円</u>とする。</p>
--	---

(障害特別援護金の支給)

第十五条 (略)

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第二に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額(基準政令第六条第八項に規定する障害の程度の加重があった場合(基金が定める場合を除く。))にあつては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。)とする。

- 一 第一級 千四百三十五万円
- 二 第二級 千三百九十五万円
- 三 第三級 千三百五十万円
- 四 第四級 八百六十五万円
- 五 第五級 七百四十五万円
- 六 第六級 六百二十万円
- 七 第七級 五百万円
- 八 第八級 三百二十万円
- 九 第九級 二百五十五万円
- 十 第十級 二百万円
- 十一 第十一級 百五十万円
- 十二 第十二級 百十万円
- 十三 第十三級 八十万円
- 十四 第十四級 五十万円

(障害特別援護金の支給)

第十五条 (略)

2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第二に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額(基準政令第六条第八項に規定する障害の程度の加重があった場合(基金が定める場合を除く。))にあつては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。)とする。

- 一 第一級 千五百四十万円
- 二 第二級 千五百万円
- 三 第三級 千四百六十万円
- 四 第四級 八百七十五万円
- 五 第五級 七百四十五万円
- 六 第六級 六百十五万円
- 七 第七級 四百八十五万円
- 八 第八級 三百二十万円
- 九 第九級 二百五十五万円
- 十 第十級 百九十五万円
- 十一 第十一級 百四十五万円
- 十二 第十二級 百五万円
- 十三 第十三級 七十五万円
- 十四 第十四級 四十五万円

## 附 則

- 1 この規程は、令和六年五月七日から施行する。
- 2 改正後の第十条第二項第一号、第二号及び第三号並びに第十一条第二項の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金及び就労保育援護金については、なお従前の例による。ただし、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和六年四月一日以前から引き続き第十一条第一項に該当する者に対する新規程第十一条第二項の規定の適用については、同項中八千円とあるのは、「八千円（令和六年四月一日前から引き続き保育児である者にあつては、一万円）」とする。
- 3 改正後の第十五条第二項の規定は、令和六年四月一日以後に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた障害補償の受給権者については、なお従前の例による。